

公示用設計図書の施行条件等に対する質問票

平成27年12月1日

札幌市建設局土木部道路維持課事業係 あて

会社名

電話番号

FAX番号

担当者(所属(職)

氏名

)

公示用設計図書に係わる施行条件等について、次のとおり質問いたします。

開札予定日時	平成28年1月26日(火) 14時10分
件名	札幌駅前通地下歩行空間で使用する業務用電力
質問内容	【質問1】
	原子力発電所の発電停止等、発電状況の著しい変化により、弊社が電気事業法第19条第1項の規定に基づき電気料金単価の値上げを含む「電気供給約款」の改定について申請し、経済産業大臣より改定についての認可を受けた場合、または弊社が電気事業法に基づき電気料金単価の値下げを含む「電気供給約款」の改定を行う場合、以下の取扱いを認めていただけるかを確認いたしたい。
	「電気供給約款」の改定と同様の根拠により特定規模需要の基本的な供給条件を規定した
	「電力契約標準約款」の料金単価を改定する状況において、契約金額の改定を弊社から申し出る場合には、「電気供給約款」の改定日より契約金額の改定に応じていただけるのでしょうか。
	【質問2】
	契約金額の改定に応じていただけない場合、再度入札により改定実施日以降の供給者を選択していただけるのでしょうか。
	【質問3】
	弊社落札の場合、「電力契約標準約款(高圧)(平成26年11月1日実施)」に基づく『延

	滞利息制度』の適用は可能でしょうか。
	【質問4】
	再度入札の辞退については、口頭による手段で可能でしょうか。

注1 「質問票」のあて先は、**札幌市建設局土木部道路維持課事業係**あてとする。

注2 「回答文」については、**札幌市建設局土木部道路維持課**にて閲覧に供するとともに、建設局ホームページ上で公開する。

注3 調達件名ごとに記載し、欄が足りない場合は「別紙」としてください。

回 答

回 答 内 容	【回答1】
	経済事情等の変化等により「電力契約標準約款」を改定した場合は、「契約書」第12条に基づき、契約金額の改定は可能です。
	なお、経済事情等の変化等の判断については、平成26年11月1日に実施された値上げの事由などを基本に協議することとなります。
	【回答2】
	値上げに伴う年度予算への影響などから、発注者側において別の調達先との契約を行う場合があります。そのような状況となったときには、発注者及び受注者合意による契約解除に応じていただきます。
	【回答3】
	「契約書」第22条に基づく『延滞利息制度』を適用することとなります。
	【質問4】
	再度入札を辞退する場合は、「入札書」に辞退する旨を明記の上、提出していただくこととなります。なお、送付による入札があり、その入札者または代理人が立ち会っていない場合の再度入札については、改めて入札日を指定し、後日に再度入札を執り行います。